

平成 26 年改正弁理士法の施行状況

1. 平成 26 年弁理士法改正の経緯

「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」（いずれも平成 25 年 6 月閣議決定）を踏まえ、世界最高の「知的財産立国」の実現に向け、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤を早急に整備するための措置を講ずるため、弁理士法の一部改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が第 186 回通常国会において、平成 26 年 4 月 25 日に可決・成立し、5 月 14 日に法律第 36 号として公布された。

弁理士制度小委員会改正の概要事項（法律事項）、及び意匠制度小委員会改正の概要事項（意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に係る規定の整備）に対応して行われた弁理士法改正は、それぞれ以下のとおり。

なお、改正弁理士法の施行日は、ジュネーブ改正協定への加入に係る規定を除き、平成 27 年 4 月 1 日であり、ジュネーブ改正協定への加入に係る規定は平成 27 年 5 月 13 日である。

2. 平成 26 年弁理士法改正の概要・施行状況

（1）弁理士の使命の明確化

①改正の概要

近年、経済社会のグローバル化に伴い、弁理士の果たすべき業務量は顕著に増加しており、また、今般の改正により弁理士の業務として明確化する知的財産権侵害疑義物品の水際での輸出入差止めに関する相談業務への対応等や中小企業対応の充実といった裾野の拡大についても、その社会的要請はより一層拡大している。

こうした要請に弁理士が応え続けるには、弁理士が自らの使命を明確に自覚し自律の徹底及び自己研鑽に励むことが不可欠であり、使命規定の創設が必要である。

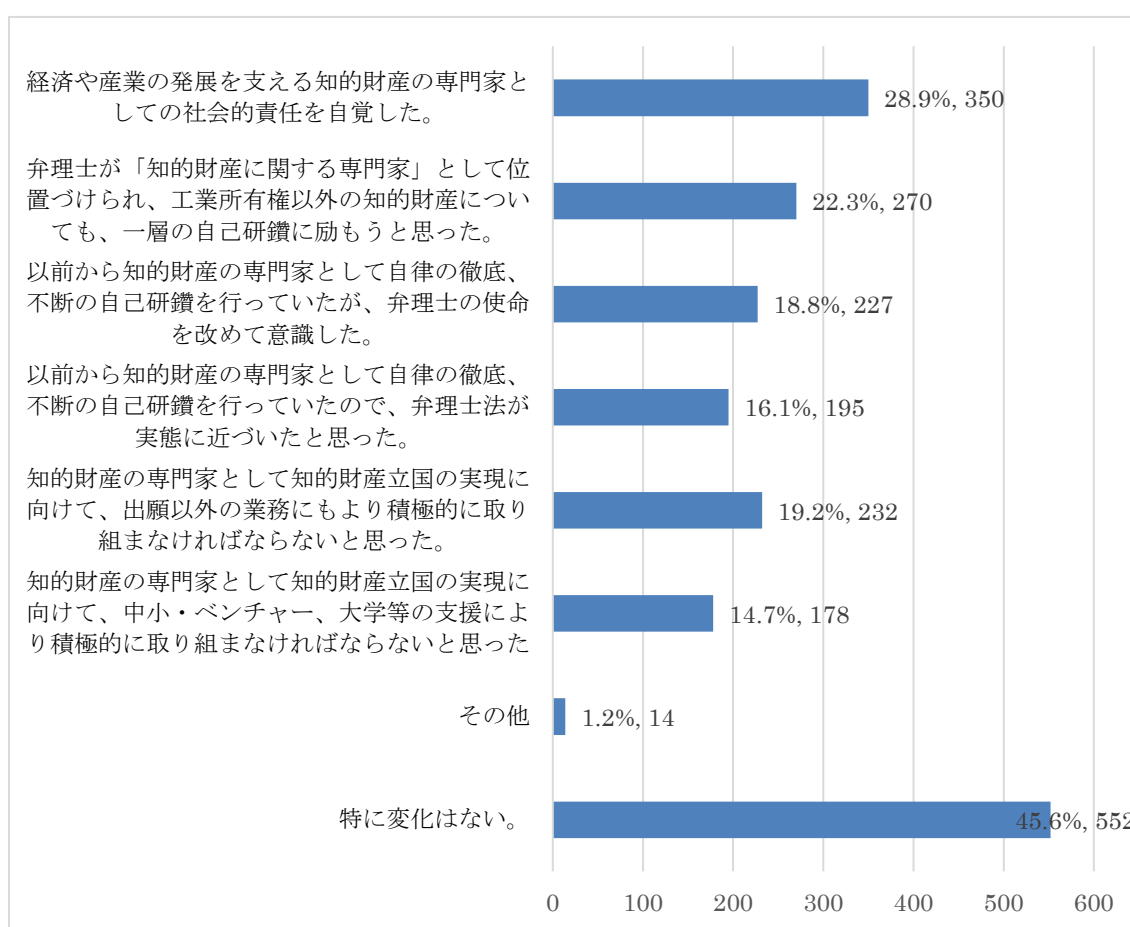
以上を踏まえ、「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を、弁理士法上に明確に位置づけることとした。【改正弁理士法第 1 条、第 37 条、第 56 条】

②施行状況

以下の調査結果によると、使命条項導入によって、知財専門家としての使命を意識し業務の幅を拡げながら業務に取り組んでいる弁理士が一定数いることが分かる。また、知財専門家として幅広い業務を担う弁理士に対する企業の期待も大きいと考えられる。

（ア）使命条項導入における弁理士の心理的变化

弁理士に対して、使命条項の導入によりどのような心理的变化があったかを調査したところ、半数以上の者が何かしらの前向きな心理的变化を感じている。

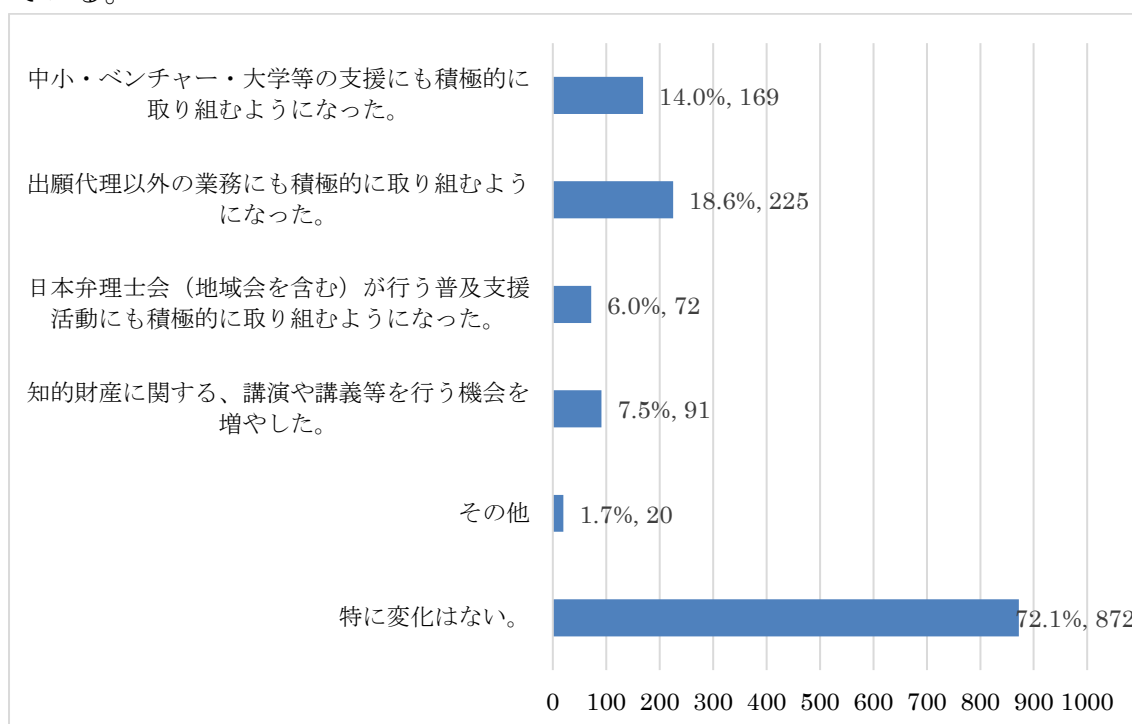


※日本弁理士会調べ（令和2年8月、n=1,210）

（イ）使命条項導入における活動の幅の変化

弁理士に対して、知的財産の専門家と位置づけられたことにより、活動の幅にどのような変化があったかを調査したところ、14.0%が「中小・ベンチャー・大学等の支援にも積極的に取り組むようになった。」と回答している。また、

18.6%が「出願代理以外の業務に積極的にも取り組むようになった。」と回答している。



※日本弁理士会調べ（令和2年8月、n=1,210）

（ウ）弁理士を含む外部専門家の各知財業務の活用状況

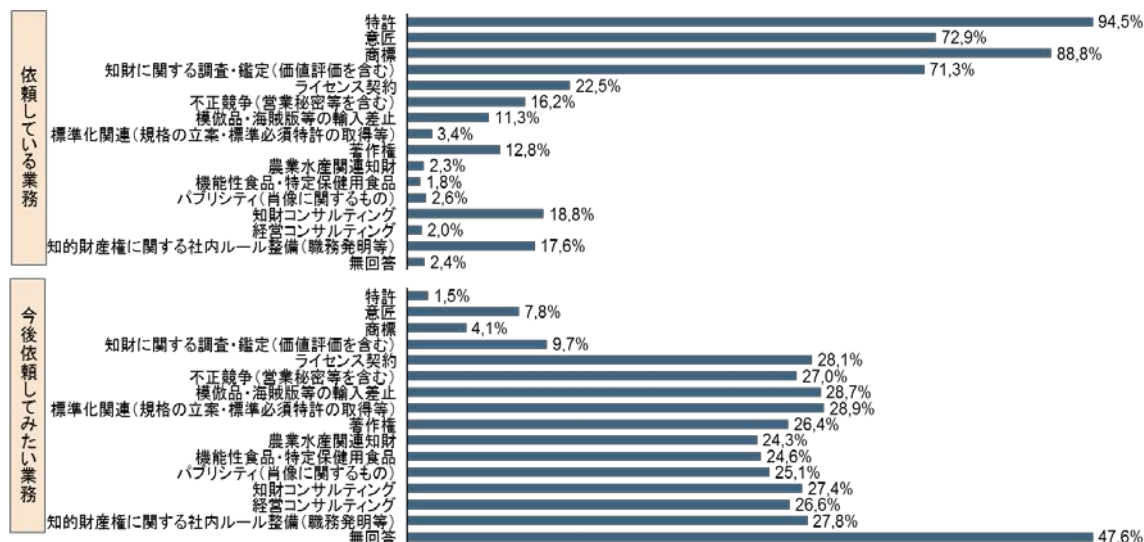
企業に対して、各知財業務において主に活用している外部専門家・機関を調査したところ、出願業務だけでなく、調査項目中「知財を活用した事業性評価・企業価値評価」を除く全ての業務で、弁理士に依頼する割合が最も高くなっている。

	弁理士	弁護士	中小企業 診断士	コンサル 企業	税理士	公認会計 士	知財総合 支援窓口	よろず拠 点	その他
国内特許の取得	87.9%	4.4%	0.1%	1.3%	0.3%	0.1%	2.5%	0.3%	3.1%
国内意匠の取得	89.0%	1.8%	0.0%	1.1%	0.2%	0.0%	1.4%	0.3%	6.3%
国内商標の取得	87.3%	3.7%	0.1%	1.5%	0.1%	0.0%	1.9%	0.3%	5.0%
海外特許の取得	89.7%	4.5%	0.0%	1.1%	0.1%	0.0%	1.5%	0.1%	2.9%
海外意匠の取得	88.1%	3.0%	0.0%	0.8%	0.2%	0.0%	0.7%	0.3%	7.0%
海外商標の取得	86.4%	4.8%	0.0%	2.2%	0.1%	0.0%	1.1%	0.3%	5.1%
自社競合他社の知財分析	51.9%	5.2%	0.4%	10.5%	0.2%	0.0%	3.7%	0.9%	27.3%
オープンクローズ領域の検討	43.7%	4.6%	0.8%	7.0%	0.0%	0.0%	3.0%	1.6%	39.4%
発明発掘	62.6%	1.5%	0.2%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%	1.1%	29.1%
ブランディング	42.9%	3.5%	1.0%	12.7%	0.2%	0.2%	2.5%	2.2%	34.7%
他社との提携（共同開発等）	46.3%	20.5%	0.4%	4.2%	0.2%	0.0%	1.6%	0.8%	26.0%
経営や事業を踏まえた知財推進	40.9%	6.0%	1.0%	8.5%	0.8%	0.5%	4.5%	0.8%	37.1%
特許・商標などを組み合わせた知財ミックス推進	52.5%	3.1%	0.3%	3.6%	0.5%	0.0%	3.9%	1.3%	34.8%
係争対応	49.7%	41.3%	0.1%	0.9%	0.1%	0.0%	1.2%	0.1%	6.5%
ライセンス対応	46.5%	34.2%	0.2%	1.1%	0.3%	0.0%	1.5%	0.2%	16.1%
知財を活用した事業性評価・企業価値評価	34.6%	5.7%	1.9%	11.4%	1.6%	1.9%	3.2%	1.1%	38.6%

※特許庁調べ（令和2年5月、n=877）

（エ）企業が弁理士に依頼している業務、今後依頼したい業務の割合

企業に対して、弁理士に現状依頼している業務、今後依頼してみたい業務を調査したところ、現状でも、弁理士に専権業務以外の業務を依頼している企業は一定数存在する。また、今後依頼してみたいという企業は、現状依頼している企業より多く存在する。



※日本弁理士会調べ（平成 31 年 2 月、n=1,853）

（２）日本弁理士会の役員解任権の廃止

①改正の概要

90 年以上に渡る日本弁理士会の運営状況や、平成 19 年の法改正で導入された弁理士登録前の実務修習（弁理士法第 16 条の 2）及び弁理士登録後の継続研修（弁理士法第 31 条の 2）において弁理士の職業倫理の修得が義務付けられた点に鑑みれば、あえて経済産業大臣が日本弁理士会の役員人事に介入しなければならない事態の発生は想定し難く、むしろ、日本弁理士会による自治の拡大を実施すべきとの指摘がなされている。

以上を踏まえ、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止することとした。【改正弁理士法第 72 条】

②施行状況

資料 4 「弁理士法改正を受けての日本弁理士会の取組」参照。

(3) 弁理士の利益相反行為の緩和

①改正の概要

特許業務法人が法定された平成 12 年の法改正以降、特許業務法人数、特許業務法人に所属する弁理士数及び特許業務法人当たりの弁理士数は顕著に増加しており、年々、独立後の弁理士又はある特許業務法人から別の特許業務法人に移籍した弁理士の業務範囲が必要以上に制限され、依頼者が弁理士を選択する際の選択肢が必要以上に狭められる可能性が高まっている。

特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとしたこととした。【改正弁理士法第 31 条、第 48 条】

②施行状況

資料 4 「弁理士法改正を受けての日本弁理士会の取組」参照。

(4) 発明等の保護に関する相談業務の明確化

①改正の概要

優れた技術や商品を生み出すイノベーションを促進するために、企業の研究開発等の成果の取扱いについて、(ア)特許による収益の確保、(イ)製造のノウハウなど秘匿すべき技術や営業秘密の「ブラック・ボックス」化、(ウ)標準化戦略による市場規模・市場シェアの拡大、といった取組を最適に組み合わせながら、自社の「強み」の差別化・付加価値の最大化を図る「オープン・クローズ戦略」が重要となっている。

特に、中小企業・小規模事業者、大学・研究機関、個人などにとって、こうした戦略を実践するためには、知的財産に関する専門家としての弁理士による支援が重要である。

こうした相談業務に関するニーズの増加に伴い、近年、特許庁に出願手続が係属する以前の段階における発明や技術上の情報等の保護に関する相談(自身の発明のうち、何を特許出願し、何を特許出願せず営業秘密として保護すべきか等)が弁理士に対して数多くなされているが、相談業務が適切に行われない事態も散見されるようになった。こうした事態に対して適切に対処するためには、当該相談業務を弁理士の業務として明確に位置付け、弁理士法の各規定の適用対象とすることが必要である。

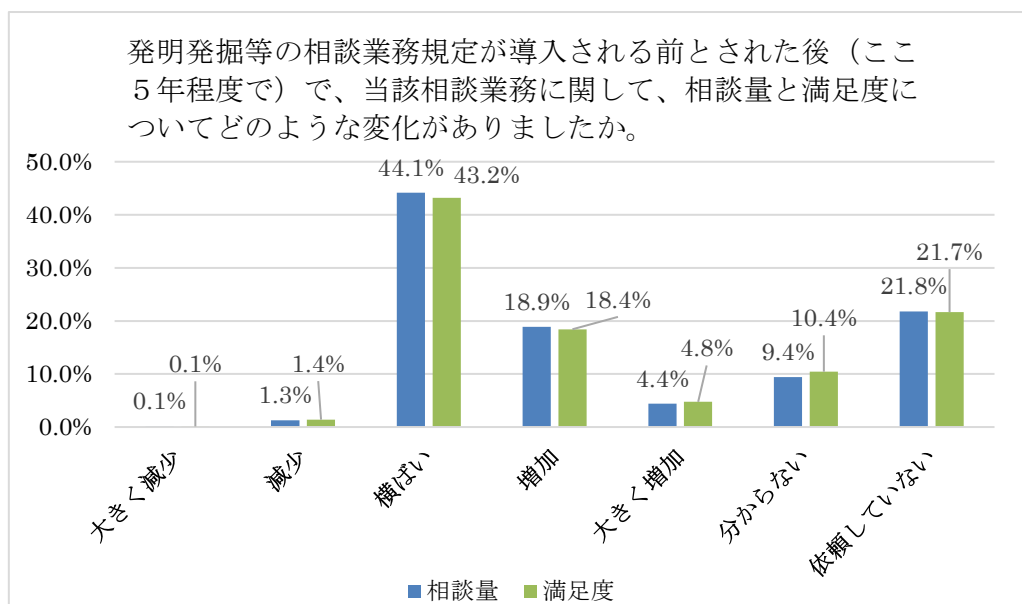
以上を踏まえ、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨を明確化することとした。【改正弁理士法第 4 条第 3 項】

②施行状況

以下の調査結果によると、発明発掘等の相談業務規定の導入によって、弁理士に対する当該業務の相談量、満足度は共に増加している。また、半数以上の企業が弁理士に知財コンサル業務を依頼しており、不満よりも満足している者の方が多い。加えて、知財コンサル業務に対する企業の弁理士への期待は高い。

(ア) 発明発掘等相談業務の相談量と満足度の法改正前後の変化

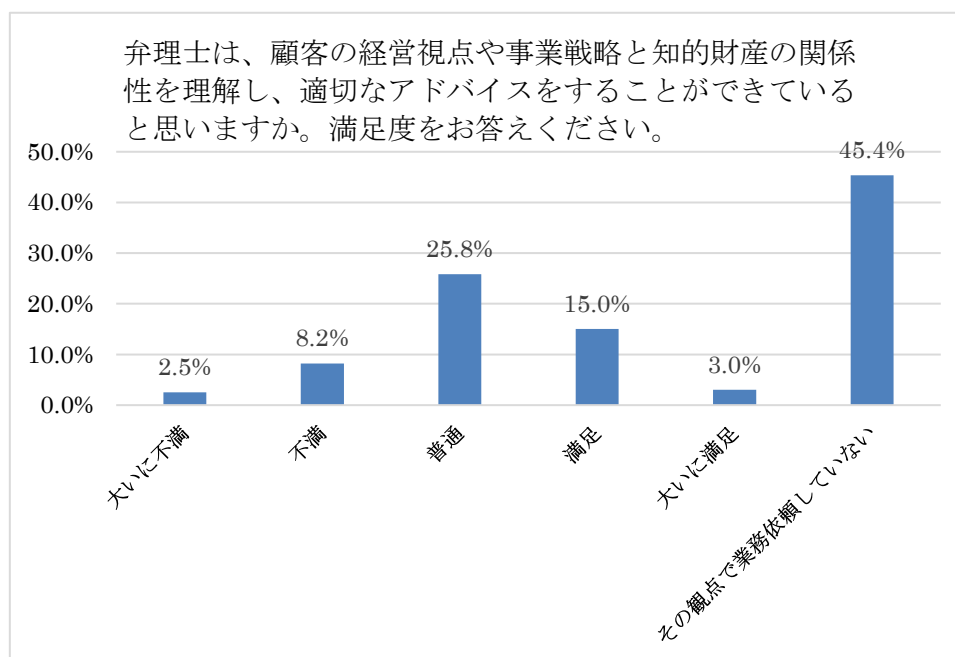
企業に対して、発明発掘等の相談業務規定が導入される前とされた後で、当該相談業務に関して、相談量と満足度についてどのような変化があったか調査したところ、相談量、満足度共に、「増加」及び「大きく増加」と回答した者の合計は、「減少」及び「大きく減少」と回答した者の合計より多くなっている。



※特許庁調べ（令和2年5月、n=863）

(イ) 知財コンサル業務に関する弁理士への評価

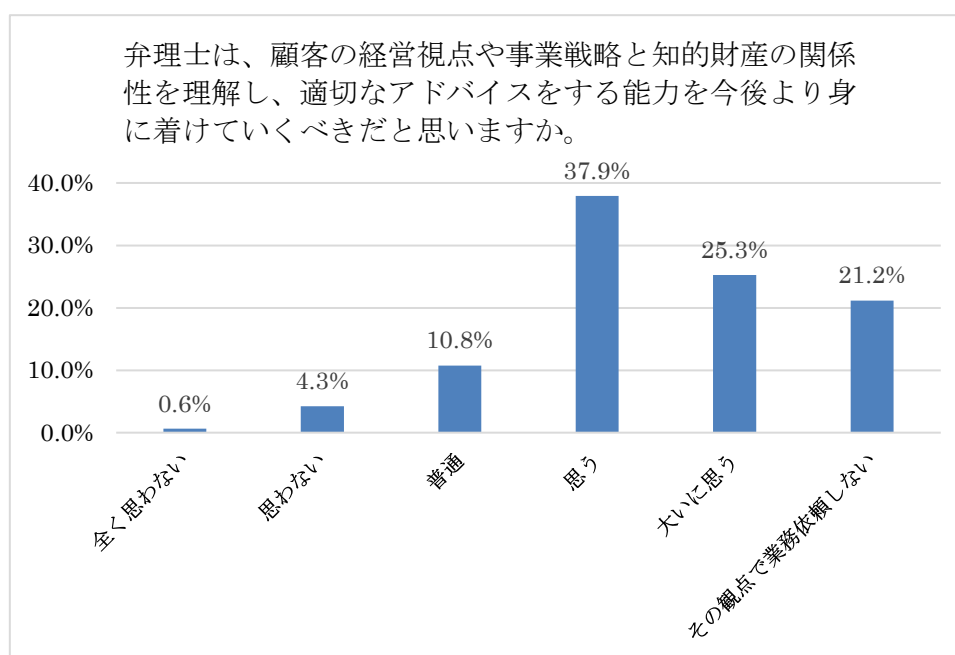
企業に対して、弁理士が顧客の経営視点や事業戦略と知的財産の関係性を理解し、適切なアドバイスをすることができているか調査したところ、約55%の企業がその観点で業務を依頼しており、その業務内容について「満足」及び「大いに満足」と回答した者の合計は、「不満」及び「大いに不満」と回答した者の合計より約7%多くなっている。



※特許庁調べ（令和2年5月、n=864）

（ウ）弁理士の知財コンサル業務に対する企業の期待

企業に対して、弁理士は、顧客の経営視点や事業戦略と知的財産の関係性を理解し、適切なアドバイスをする能力を今後より身に付けていくべきと思うか調査したところ、約 63%の者が「思う」又は「大いに思う」と回答している。



※特許庁調べ（令和2年5月、n=799）

（５）水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化

①改正の概要

弁理士法第４条第２項第１号及び第２号の業務が追加された平成１２年の法改正以降、司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）、土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）及び社会保険労務士法（昭和４３年法律第８９号）では、各業務範囲規定において、紛争解決手続の代理業務とこれに関連する相談業務とを分けて規定する改正が続いた。その一方で、弁理士法第４条第２項第１号及び第２号の業務については、相談業務が明記されていないため、こうした各士業法改正との関係で、弁理士が、これらの代理業務に係る事前相談に応じることができるか否か疑義が生ずる事態となっていた。

近年、知的財産侵害物品の輸入差止件数・申立件数はともに拡大傾向にあり、また、国内の模倣品被害も拡大傾向にある。

このため、模倣品対策の観点及び訴訟手続によることなく迅速かつ柔軟に紛争解決を図る観点から、水際差止手続及び裁判外紛争解決手続について、より積極的に弁理士が貢献することの必要性が高まっている。

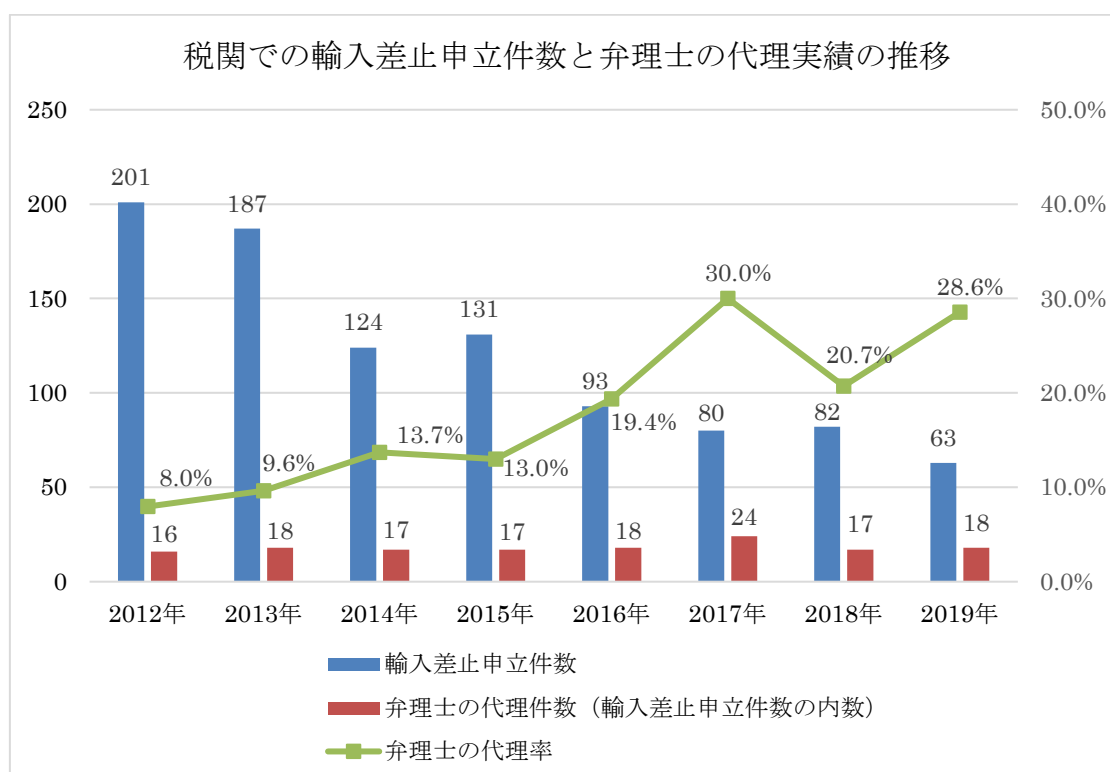
以上を踏まえ、水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務ができる旨を明確化することとした。【改正弁理士法第４条第２項】

②施行状況

以下の調査結果によると、水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務については、一定の企業側からのニーズに対して、弁理士が対応している状況が見てとれる。

（ア）税関での輸入差止申立件数と弁理士の代理実績の推移

平成２６年（２０１４年）以降の税関での輸入差止申立件数と弁理士の代理実績推移をみると、輸入差止申立件数は減少傾向であるものの、弁理士の代理件数には変化がなく、弁理士の代理率は増加傾向にある。



※日本弁理士会の集計値より特許庁作成

（イ）裁判外紛争解決手続の件数と弁理士の代理実績

弁理士による代理手続が可能な仲裁機関は、日本知的財産仲裁センター及び日本商事仲裁協会の2機関である。日本知的財産仲裁センターにおいては、平成24年（2012年）11月～令和元年（2019年）12月に行われた裁判外紛争解決手続は合計28件であり、そのうち弁理士が代理人に入っている件数は9件であった¹。また、日本商事仲裁協会においては、平成22年（2010年）～令和元年（2019年）に行われた裁判外紛争解決手続は合計193件であり、そのうち弁理士が代理人に入っている件数は3件であった²。

（ウ）弁理士事務所の業務経験

弁理士事務所に対して、業務経験を調査したところ、8.3%が輸出入差止の代理の経験があると回答している。また、3.3%が知的財産に関する裁判外紛争解決手続（ADR）の代理の経験があると回答している。

¹ 日本知的財産仲裁センター調べ

² 日本商事仲裁協会調べ

資料 2

		全体 (n=877)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事 務所 (n=479)	特許業 務法人 (n=168)	法律事 務所等 (n=27)	企業等 (n=183)	1人 事務所 (n=177)	2-3人 (n=161)	4-19人 (n=188)	20人 以上 (n=96)	有 (n=355)	無 (n=522)
B 係争 対応等	h. 登録後の審判等	63.1	65.6	72.0	77.8	44.8	58.2	76.4	70.2	63.5	74.4	55.4
	i. 審決取消訴訟の代理	42.4	48.0	54.2	63.0	12.6	43.5	54.7	56.4	39.6	56.9	32.6
	j. 特定侵害訴訟の 代理・補佐人業務	34.9	38.4	47.6	63.0	8.2	34.5	46.0	47.3	31.3	50.1	24.5
	k. 知的財産に関する ADR の代理	3.3	2.7	4.8	18.5	0.5	0.6	5.0	3.7	4.2	3.9	2.9
	l. 輸出入差止の代理	8.3	7.5	12.5	22.2	3.8	4.0	14.3	8.0	10.4	11.0	6.5
	m. 裁判外での解決 (警告状の送付、 裁判外の和解等)	43.0	44.7	42.9	59.3	32.8	43.5	52.8	45.2	32.3	52.4	36.6

※出典 平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」(n=877)

(エ) 弁理士事務所が今後行う意志のある業務

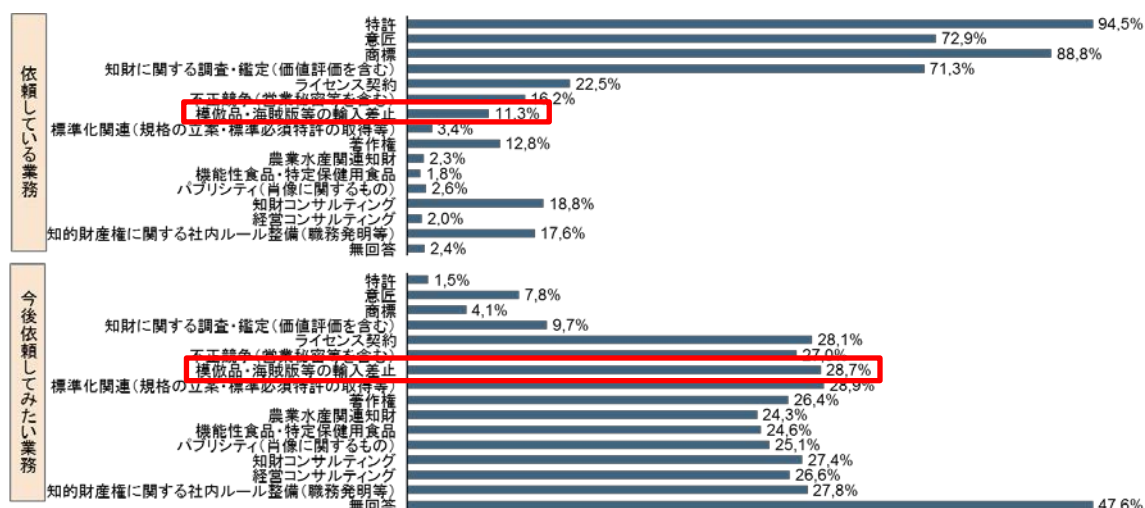
弁理士事務所に対して、業務ごとに今後行う意志の有無について調査したところ、36.4%が輸出入差止の代理業務を行う意志があると回答している。また、37.4%が知的財産に関する ADR の代理業務を行う意志があると回答している。

		全体 (n=508)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事 務所 (n=309)	特許業 務法人 (n=88)	法律事 務所等 (n=21)	企業等 (n=80)	1人 事務所 (n=119)	2-3人 (n=102)	4-19人 (n=117)	20人 以上 (n=61)	有 (n=230)	無 (n=278)
B 係争 対応等	h. 登録後の審判等	66.5	69.6	68.2	80.0	48.8	66.4	71.6	65.8	76.5	75.7	59.0
	i. 審決取消訴訟の代理	62.8	65.4	69.3	80.0	41.3	63.0	66.7	65.8	70.6	72.2	55.0
	j. 特定侵害訴訟の 代理・補佐人業務	56.7	58.9	62.5	55.0	42.5	54.6	65.7	59.8	56.9	72.2	43.9
	k. 知的財産に関する ADR の代理	37.4	37.5	44.3	65.0	23.8	35.3	43.1	41.9	33.3	43.9	32.0
	l. 輸出入差止の代理	36.4	35.3	43.2	55.0	28.8	29.4	45.1	41.9	27.5	43.5	30.6
	m. 裁判外での解決 (警告状の送付、 裁判外の和解等)	51.0	50.8	61.4	60.0	36.3	51.3	57.8	51.3	52.9	60.4	43.2

※出典 平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」(n=508)

(オ) 企業が弁理士に依頼している業務、今後依頼したい業務の割合（再掲）

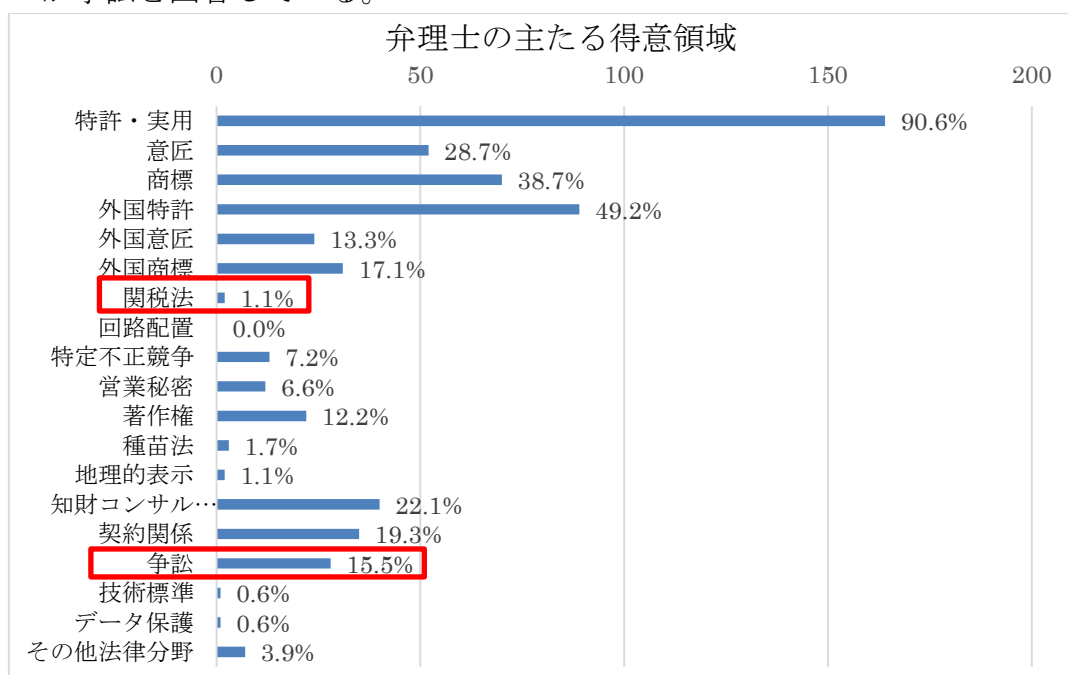
企業に対して、弁理士に現状依頼している業務、今後依頼してみたい業務を調査したところ、模倣品、海賊版等の輸入差止に関して、11.3%が現在依頼しており、28.7%が今後依頼したいと回答している。



※日本弁理士会調べ（平成 31 年 2 月、n=1,853）

(カ) 弁理士の主たる得意領域

弁理士に対して、主たる得意領域を調査したところ、1.1%が関税法、15.5%が争訟と回答している。



※特許庁調べ（令和 2 年 5 月、n=181）

(6) 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加

①改正の概要

今般の意匠法改正において、ジュネーブ改正協定の実施のための国内担保法の規定の整備を行った中で、日本国民等が日本国特許庁を通じた国際出願（国際登録出願）をすることができるようにするための規定を整備した。特許協力条約の国際出願及び商標に係る国際登録出願に関する手続等は弁理士の業務とされていることから、同様に、意匠に係る国際登録出願に関する手続等についても弁理士の業務とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。

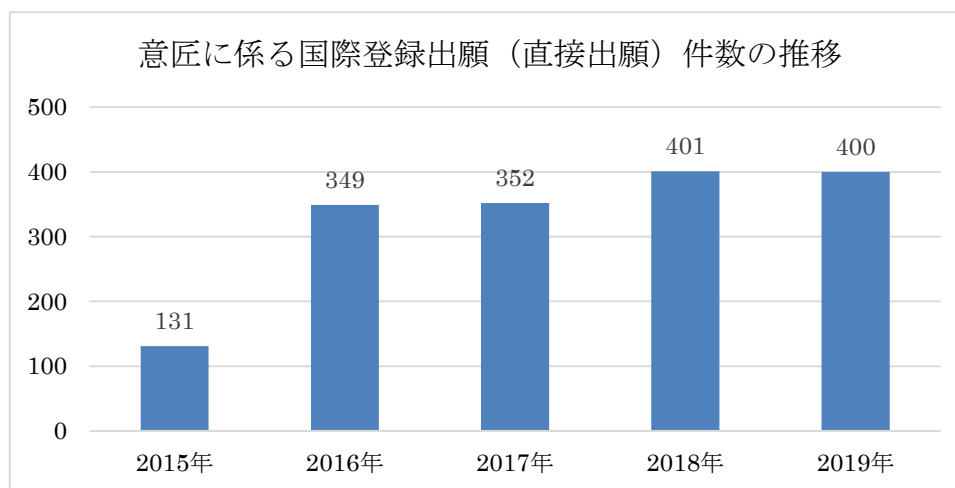
以上を踏まえ、弁理士の専権業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等を追加することとした。【改正弁理士法第2条、第4条第1項、第5条、第75条】

②施行状況

以下の調査結果によると、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理業務については、一定の企業側からのニーズに対して、弁理士が対応している状況が見てとれる。

(ア) 意匠に係る国際登録出願（WIPO 国際事務局への直接出願）件数の推移

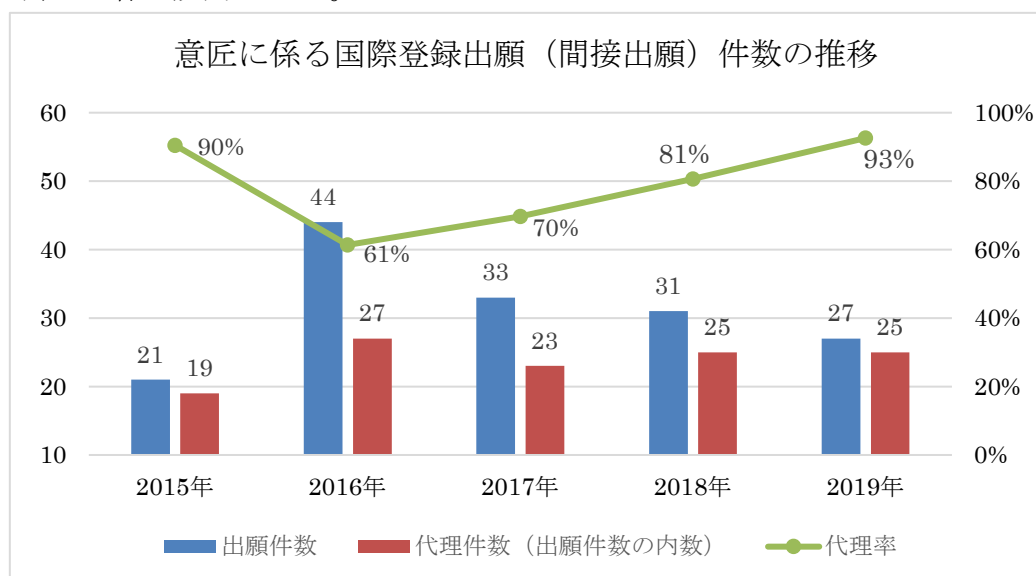
意匠に係る国際登録出願のうち、日本から WIPO へ直接出願された件数は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入（2015 年 5 月）以後、増加している。



※出典 WIPO statistics database Last updated: August 2020

(Intellectual property right :Hague、Indicator : Applications by origin)

(イ) 意匠に係る国際登録出願（日本国特許庁を通じた間接出願）件数の推移
意匠に係る国際登録出願のうち、日本国特許庁を通じて行う出願（間接出願）の件数は、30 件程度で推移している。一方、代理人³を活用した出願割合（代理率）は増加傾向にある。



※特許庁調べ

(ウ) 弁理士事務所としての業務経験

弁理士事務所に対して、外国出願等（意匠）の業務経験を調査したところ、31.8%が経験ありと回答している。

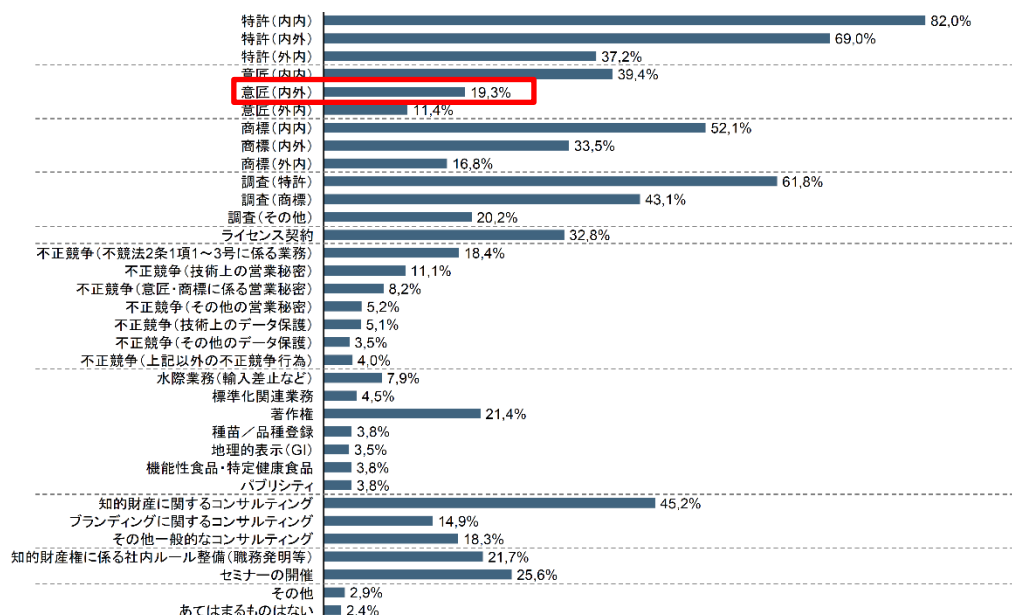
		全体 (n=877)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事務所 (n=479)	特許業務法人 (n=168)	法律事務所等 (n=27)	企業等 (n=183)	1 人 事務所 (n=177)	2-3 人 (n=161)	4-19 人 (n=188)	20 人 以上 (n=96)	有 (n=355)	無 (n=522)
A 出願等	a. 国内出願等（特実）	87.2	89.6	89.3	66.7	82.5	89.3	90.7	90.4	86.5	91.5	84.3
	b. 国内出願等（意匠）	58.6	66.2	58.3	48.1	38.8	70.1	77.6	66.0	35.4	68.5	51.9
	c. 国内出願等（商標）	61.0	71.4	57.7	55.6	35.5	83.6	82.0	65.4	30.2	69.9	55.0
	d. 外国出願等（特実）	77.7	78.9	85.1	63.0	69.9	71.8	85.7	84.0	81.3	84.8	72.8
	e. 外国出願等（意匠）	31.8	34.7	32.7	33.3	21.3	29.9	43.5	38.8	19.8	39.7	26.4
	f. 外国出願等（商標）	42.6	50.1	41.1	37.0	24.0	45.8	65.8	49.5	25.0	53.8	35.1
	g. 年金・商標更新管理	53.5	64.7	43.5	48.1	32.2	74.6	78.9	52.1	25.0	63.1	46.9

※出典 平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」(n=877)

³ 代理人の内訳は不明であるため、弁理士であるとは限らない。

(エ) 弁理士の取扱業務

弁理士に対して、現在の取扱業務を調査したところ、19.3%が国内から海外への意匠出願を取り扱っていると回答している。



※日本弁理士会調べ（平成31年2月、n=1,387）

(オ) 弁理士事務所が今後行う意志のある業務

弁理士事務所に対して、業務ごとに今後行う意志の有無について調査したところ、48.4%が意匠の外国出願等に関する業務を行う意志ありと回答している。

		全体 (n=508)	事務所形態				事務所規模				付記	
			特許事務所 (n=309)	特許業務法人 (n=88)	法律事務所等 (n=20)	企業等 (n=80)	1人事務所 (n=19)	2-3人 (n=102)	4-19人 (n=117)	20人以上 (n=51)	有 (n=230)	無 (n=278)
A 出願等	a. 国内出願等（特実）	63.8	70.2	64.8	55.0	40.0	73.1	69.6	66.7	64.7	71.7	57.2
	b. 国内出願等（意匠）	55.9	61.2	59.1	50.0	31.3	64.7	66.7	60.7	41.2	67.8	46.0
	c. 国内出願等（商標）	57.3	63.8	60.2	50.0	30.0	68.9	71.6	60.7	39.2	66.5	49.6
	d. 外国出願等（特実）	59.1	65.0	61.4	55.0	33.8	61.3	68.6	63.2	64.7	67.0	52.5
	e. 外国出願等（意匠）	48.4	51.5	51.1	40.0	36.3	49.6	59.8	52.1	39.2	59.1	39.6
	f. 外国出願等（商標）	48.8	52.8	52.3	45.0	31.3	52.1	63.7	53.8	33.3	58.7	40.6
	g. 年金・商標更新管理	46.9	55.3	40.9	35.0	22.5	65.5	61.8	44.4	27.5	58.7	37.1

※出典 平成29年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書
「弁理士の業務の実態等に関する調査研究報告書」（n=508）